

# 宇宙法制関連への要望

2015年04月28日  
株式会社パスコ

# 1. 地球観測衛星関連ビジネスの動向

- 地球観測衛星については、技術革新により、分解能や観測頻度等の性能が向上するとともに、人工衛星の小型化・低価格化が進んでいる。
- また、静止画だけでなく動画を撮影するなど、新たな観測手法も現れつつある。
- さらに、人工衛星から情報を他の手法で集めた情報と組み合わせ、顧客が求めるサービスを提供するなど、ビッグデータビジネスの一部として活用しようとする動きもある。

スカイボックス (12~18基/0.9m)、プラネットラボ (100+基/4m)、ブラックスカイ (60基/0.8~1.0m)、ブラックブリッジ (5基/5m)、オムニアース (18基/1.0~2.0m) 等

注: ()内は、衛星基数/地上分解能

## 2. 我が国の規制は事業者の創意工夫ある新たな動きを 阻害しないものであるべき

- 前述のように、地球観測衛星は、技術革新を背景とした新しいビジネスがこれからも生まれてくると期待される分野である。
- 新たな規制は、こうした新しい取組の障害にならないようなものであるべき。
- ビジネスがますますグローバル化する中、諸外国よりも事業者負担の大きい規制を日本が導入する場合には、新しいビジネスが日本から海外に逃避する可能性が高い。
- その観点で、米国の制度との比較において、事業者の負担が大きなものにならないようにすることが重要である。

### 3. 宇宙法制の必要性

- この制度設計は、宇宙活動に関わる事項及び宇宙からの地球観測情報の情報流通についての制度化と理解している。
- 前者は、国際条約批准国としての国内法としての位置付け。後者は、我が国における外交・安全保障政策を踏まえた我が国の情報管理及び産業振興に関する点である。
- 宇宙関連諸法の制度化に当たっては、規制優先とならず、また、国際秩序を踏まえつつ、我が国宇宙産業が発展できるようバランス感のある設計を進めて頂きたい。
- なお、本資料は、地球観測衛星運用の観点から整理したものである。

## 4. 宇宙活動法について(1/2)

- **宇宙活動に対する国の許可、監督について**
  - 人工衛星の管理は、SK (Station-keeping) 及びHK (House-keeping) 等のバスコントロール(デオービット、リオービットを含む)とされた。
  - また、許可基準としては、経理的基礎及び技術的能力が示された。本許可基準が民間事業者の参入障壁や過度な負担とならぬよう検討頂きたい。  
リモートセンシング法(仮称)との関連は後述
- **宇宙損害の賠償について**
  - 中間取りまとめP22にある「人工衛星管理者への第三者損害賠償責任の集中及びTPLの付保等の損害賠償措置の義務付けは行わない。」に記載されているとおり、引き続き対応頂きたい。

上記は、「宇宙活動に関する法制検討WG報告書」<中間取りまとめ>平成22年3月に基づき要望として整理したものである。

## 4. 宇宙活動法について(2/2)

- 宇宙物体の登録及び救助返還並びに宇宙環境の保全について
  - 当該項目のうち、「打上げ国が複数に及ぶ人工衛星の扱い」については、複数の地球観測衛星を複数カ国の共同事業(複数の打上国、複数の宇宙物体オーナー)とされる場合がある。この場合における宇宙物体の登録についてのルールの明確化を検討頂きたい。

上記は、「宇宙活動に関する法制検討WG報告書」<中間取りまとめ>平成22年3月に基づき要望として整理したものである。

## 5. リモートセンシング法(仮称)について(1/2)

- 諸外国の衛星リモートセンシング法に倣い検討: 陸域リモセン法(1992年アメリカ法)、リモセン安全保障法(2000年ドイツ法)等
  - 我が国の置かれた環境や技術の進歩、ビジネス環境の変化等を踏まえれば、有事において我が国政府が事業者に対して規制措置を講ずることが国における情報管理及び産業振興の観点からも望ましい(米国の制度との比較を検討)。
  - 他方で情報洪水(リアルタイム/ニアリアルタイム更新)が発生しているにも関わらず、我が国の事業者のみが厳しい規制の中で縛られているという頓珍漢な状況には、くれぐれもならぬよう配慮頂きたい。
  - 仮に有事において規制を事業者に加える場合には、有事の定義の明確化と規制措置実施期間の産業振興が必要である。
- 有事の定義の明確化と規制措置実施期間の産業振興
  - 有事の定義の明確化が必要である(例 どこから有事で事業者が規制を受けるのか? 或いは段階的に規制が厳しくなっていくのか等)。
  - また、有事の際に事業者側が受けた制限に対する措置が必要である(例 措置期間における画像の買取保証等)。

## 5. リモートセンシング法(仮称)について(2/2)

### • 国の許可、監督

- リモートセンシング法(仮称)における国の許可を受ける場合の定義を明確にして頂きたい(例 ミッションコントロールとするのか?)。
- 事業者の許可基準は、宇宙活動法と同様に経理的基礎及び技術的能力の双方を求めることとするのか、或いは別の観点で基準を定めるのかの基準を明確にして頂きたい(民間事業者の参入障壁、過度な負担とならぬよう配慮頂きたい)。
- 国の許可、監督は宇宙活動法と連動するケース、しないケースが想定されるが、この許可、監督の範囲を明確にして頂きたい。
- 事業者の講ずべき措置として、対象となる地球観測衛星の運用情報の提供を求められることとなるのか否かについて明確にして頂きたい(例 複数カ国で実施している場合)。
- 地位の継承に関しては、国際情勢等を踏まえ、その継承の範囲について、宇宙活動法との関連を整理しつつ対応頂きたい(例 市場原則、買収防止等)。

# 株式会社パスコ

衛星事業部

〒164-0001 東京都中野区中野4-10-1中野セントラルパークイースト3F

Tel : 03-5318-1081

カスタマーセンター（本社内）

[biz-info@pasco.co.jp](mailto:biz-info@pasco.co.jp)

フリーダイヤル 0120-494-800

